

改正

昭和38年12月28日条例第39号

昭和41年12月26日条例第37号

昭和46年10月11日条例第28号

昭和53年3月31日条例第15号

昭和62年2月16日条例第3号

平成5年3月30日条例第10号

平成7年12月28日条例第29号

平成8年3月29日条例第14号

平成15年8月18日条例第22号

平成22年3月31日条例第8号

平成23年12月27日条例第47号

平成24年3月23日条例第3号

平成24年9月28日条例第53号

吹田市立図書館条例

(設置)

第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町18番9号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (3) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号
- (4) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号
- (5) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号
- (6) 吹田市立千里丘図書館 吹田市千里丘上14番33号

(目的)

第2条 前条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

(職員)

第3条 図書館（第1条各号に掲げる図書館及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成22年吹田市条例第8号）第4条第1項第3号に掲げる山田駅前図書館をいう。以下同じ。）に館長及びその他の職員を置くことができる。

（図書館協議会）

第4条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、吹田市立中央図書館に吹田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第5条 図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年12月28日条例第39号）

1 この条例は、昭和39年1月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（昭和41年12月26日条例第37号）

この条例は、昭和42年2月26日から施行する。

附 則（昭和46年10月11日条例第28号）

この条例は、昭和46年11月25日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月16日条例第3号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日条例第10号）

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成7年12月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成8年3月29日条例第14号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月18日条例第22号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条に1号を加える改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（平成22年教育委員会規則第11号で平成23年3月26日から施行）（ただし書省略）

（以下省略）

附 則（平成23年12月27日条例第47号）

この条例は、平成24年9月3日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第53号）

この条例は、平成25年1月9日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。